



INAC KOBE
SINCE 2001

2026/27 シーズン 100 オーナーズクラブ申込用紙

<input type="checkbox"/> ↑チェックを入れてください。		私は、「100 オーナーズクラブ申込要綱」の内容を理解し、同意します。		希望内容	新規 ・ 継続
フリガナ				職種	
氏名 (法人にあっては法人名)					
フリガナ		フリガナ			
代表者様のお名前		代表者様の役職			
フリガナ		フリガナ			
連絡担当者様のお名前		連絡担当者様役職			
連絡担当者様 電話番号		連絡担当者様 メールアドレス			
団体様は団体(法人)名にご記入いただいた表記となります。変更をご希望の場合は、以下空欄にご明記ください。					
HP・看板掲出名					
フリガナ					
所在地	〒				
	TEL		FAX		
請求書	要・不要		※請求書の宛名が氏名(法人にあっては法人名)と異なる場合は空欄にご明記ください。		
申込内容	入会金 ※「新規」の場合のみ	11,000 円	×	=	円
	100 オーナーズクラブ 会員種別 ※いずれかをお選びいただき、チェック☑ください。種別の詳細な内容は別途 100 オーナーズクラブの案内をご覧ください。				
	<input type="checkbox"/> ダイヤモンド	550,000 円(1口)	×	□=	円
	<input type="checkbox"/> プラチナ	330,000 円(1口)	×	□=	円
	<input type="checkbox"/> ゴールド	220,000 円(1口)	×	□=	円
	<input type="checkbox"/> シルバー	110,000 円(1口)	×	□=	円
	<input type="checkbox"/> ブロンズ	55,000 円(1口)	×	□=	円
				合計	円
貴ロゴマーク(※)	有・無		提供方法	メール・郵送 (CD)	

※ゴールド会員以上でお申込みいただいた場合、メリットとして INAC 神戸公式 HP に貴社のロゴを掲載いたします。
お手数ですが、メール又は CD にてロゴデータを下記のお問合せ先へご提供くださいますようお願い申し上げます。

下記まで郵送・FAX・メールにてお申込みください。

《下記口座にお振込みください》

みなと銀行 本店 普通 1850651
アイナックフットボールクラブ (カ)

ご不明な点がございましたら、下記までお気軽にお問合せください。

アイナックフットボールクラブ株式会社

担当： 近持

住所：兵庫県神戸市東灘区向洋町中 2-9-1 神戸ファッションプラザ

TEL： 078-822-0190 FAX： 078-822-0180

MAIL： info@inac-kobe.com

100 オーナーズクラブ申込要綱

(目的)

第1条 申込者(以下「乙」という。)は、乙がアイナックフットボールクラブ株式会社(以下「甲」という。)に対して会員費を支払うことにより、INACの活動を支援するとともに、自己の企業イメージの向上等を図ることを目的として、本要綱に定める内容に従って100オーナーズクラブに加入することを希望する。

(特典)

第2条 甲は、乙に対し、会員費に応じた特典を付与する。
2 特典の内容に乙の広告又は企業ロゴの掲出が含まれている場合、乙は、甲に対しこの広告及び企業ロゴの利用権を付与する。
3 乙は、前項に定めるもののほか、甲における第1項に定める特典の履行に際し必要な協力を行うものとする。

(契約期間及び会員期間)

第3条 契約期間は、乙が甲に対し申込書を提出し、かつ甲が乙に対し100オーナーズクラブに加入することを承諾する旨の意思表示をした日から契約締結日の属するシーズン(7月1日から翌年6月末までの期間をいう。)の終わりまでとする。
2 乙は、前項に定める期間中、100オーナーズクラブの会員となる。

(支払)

第4条 乙は、会員費を、甲がこの100オーナーズクラブへの加入を承諾した日から30日を経過する日又は甲の発行する請求書に記載された支払期限のいずれか早い日までに、甲指定の銀行口座に振り込む方法により支払う(振込手数料は乙負担)ものとする。

(信用等の保持)

第5条 乙は、自己及び相手方(INAC所属選手及び関係者を含む。)の品位・信用を損なうような行動・言動(インターネット上の記事等の投稿も含む。次項において同じ。)をしてはならない。
2 乙は、甲乙双方の企業イメージ及びブランドイメージを損なうような行動・言動をしてはならない。
3 乙は、法令を遵守し、本契約を誠実に履行しなければならない。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、相手方の書面による事前承諾なくして、本契約の実施によって知り得た相手方の業務上、技術上、その他一切の秘密情報及び個人情報(次項第4号において「秘密情報等」という。)を、公表若しくは第三者へ開示・漏洩し、又は本契約で定められた業務以外の目的で使用してはならない。
2 前項の規定は、次の各号に規定する情報には適用されないものとする。
一 相手方から開示された時点で既に公知となっている情報
二 相手方から開示された時点で既に保有している情報
三 相手方から開示された後に、自らの責めに由らず、公知となった情報
四 相手方の秘密情報等を利用することなく、自己が独自に開発した情報
五 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく適法に入手した情報
3 本条の規定は、本契約が終了した後も有効とする。

(契約解除)

第7条 甲又は乙は、相手方が本契約に定める条項に違反し、当該事実を指摘し是正を催告したにもかかわらず、催告の日より15日以内にその違反が是正されないときは、本契約に違反するものとして、何ら通知催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。
2 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、本契約に違反するものとして、事前に催告することなく、直ちに本契約を解除することができる。
一 銀行の取引停止、保全、差押えなど信用状態に不安と思われる事実が生じた場合
二 本契約の目的に著しい支障をきたすような行為を行った場合
三 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行った場合
四 監督官庁より営業許可の取消処分又は営業停止処分を受けた場合
五 裏書若しくは保証した手形又は小切手が不渡りとなり、不渡り後2日以内にこれに代わる現金を支払わない場合
六 合併によらずに解散した場合
3 前二項のいずれかの規定に基づき甲が本契約を解除したときは、甲は会員費を返還することを要せず、また、乙は甲に対し、違約金として当該会員費と同額の金銭を支払うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第8条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、現在及び将来に渡って、次の各号の事項を確約する。
一 自己(甲においてはINAC所属選手及び関係者を含む。以下本項において同じ。)が、暴力団、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成(以下「反社会的勢力」と総称する。)ではないこと。
二 反社会的勢力が経営を支配している又は実質的に関与していると認められる関係を有しないこと。
三 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有しないこと。
四 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと。
五 自己の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
六 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
七 本契約の有効期間中、自己又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
ア 暴力的な要求行為
イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
ウ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
エ その他アからウまでに準ずる行為
2 甲又は乙が前項各号の確約に違反した場合は、その相手方は、何らの通知催告を要せずして、本契約を解除することができる。
3 甲及び乙は、前項の規定により本契約を解除した場合、その相手方に損害が生じて何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除によりに解除した者に損害が生じたときは、その相手方はその損害を賠償するものとする。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙が、本契約に違反し、これにより相手方に損害を与えたときは、相手方は損害の賠償を求めることができる。

(地位等の譲渡)

第10条 本契約上の地位及び本契約から発生する権利義務については、相手方の同意なくして、譲渡、質入れ、担保の設定等、一切の処分をすることはできない。

(修正変更)

第11条 本契約の修正変更は、相手方の書面による合意がなければその効力を生じない。

(協議事項)

第12条 本契約に定められていない事項、解釈上の疑義及び不測の事態が発生した場合は、甲乙で誠意をもって協議する。

(準拠法及び管轄裁判所)

第13条 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、甲の本社所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。